

告 示

埼玉県告示第九百一十一号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

令和五年八月二十二日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 許可番号

第二〇一七―三十四―〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県幸手市大字外国府間字川原百六十六―三外二百筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 八千七百九・一一立方メートル

浸透効果量 〇・〇〇九五立方メートル毎秒